

**「健康保険 扶養状況確認」「マイナンバーでの情報照会による扶養家族の収入確認」
についてのQ & A**

	質問	回答
1	なぜ毎年「健康保険 扶養状況確認」を行うのですか。	扶養認定後のご家族の生活状況や収入は、扶養認定時から変化することがあるため、健康保険法施行規則第 50 条に基づき、扶養家族として認定されている方がその後も認定基準を満たしているかを確認することを目的としています。この確認は、厚生労働省保険局長通知においても、「保険給付適正化の観点から、毎年実施すること」と定められています。
2	健康保険の扶養家族の収入基準額を教えてください。	扶養家族の年間収入は130万円未満であること。(扶養家族が60歳以上または障害厚生年金受給要件に該当する程度の障害者である場合は、180万円未満であること。)
3	確認の結果、扶養家族の令和6年分の収入額が健康保険の収入基準額以上あった場合、いつから扶養家族でなくなりますか。	原則、過去にさかのぼって扶養からはずすことは行いませんが、健保組合が指定する日までに扶養削除の手続きを行っていただきます。
4	健保組合が扶養家族のマイナンバーを利用して情報照会を行うことで、マイナ保険証が使えなくなることはありますか。	いいえ、ありません。
5	健保組合がマイナンバーを利用して情報照会を行うことができるのはなぜですか。	健保組合は「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)」により「個人番号利用事務実施者」に位置づけられ、マイナンバーを利用して効率的な医療保険事務を行うことを求めると定められています。
6	健保組合ではマイナンバーを使って、個人の預金残高などの資産額も調べられるのですか。	マイナンバーを使っても資産額は調べられません。また、健保組合では、不動産収入・配当金等を含めた年間収入額等のマイナンバー法に定められた「医療保険事務」に必要な情報のみ照会することができます。
7	私はマイナンバーカードを作成していませんが、私の情報も照会できるのですか。	個人がマイナンバーカードを作成してなくても、マイナンバーが健保組合の資格情報と紐づいている場合は、健保組合として情報照会が可能です。
8	私はマイナンバーカードは持っていますが、保険証として使用できるようにしていません。この場合でも、私の情報も照会できるのですか。	個人がマイナンバーカードを保険証として使用できるようにしてなくても、マイナンバーが健保組合の資格情報と紐づいている場合は、健保組合として情報照会が可能です。
9	健保組合にマイナンバーを提出した覚えがありません。なぜ健保組合がマイナンバーを知っているのですか？	健康保険法、健康保険法施行規則に基づき、健保組合は事業主からマイナンバーの届出を受けています。また厚生労働省の指示により、マイナ保険証の利用向上のため、健保組合で住民基本台帳ネットワークシステムを使ってマイナンバーを入手した場合があります。